

平成15年度 NPO・NGOなどのボランティア活動等に関連する予算額

1. 予算額

施策名	事業目的	事業内容等	H15年度予算額 (H14年度予算額)
社会参加活動表彰 (総合政策局環境・海洋課)	社会参加活動に関して顕著な功績のあった者を表彰することにより社会参加活動を支援する。	(実施主体等) 国 (事業内容) 海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動に対して国土交通大臣の定期表彰を行う。 (実施箇所) 全国	百万円  ( 百万円)
交通バリアフリー教室の開催 (総合政策局交通消費者行政課)	交通バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する国民の意識を醸成し、誰もが高齢者、身体障害者等に対し、自然に快くサポートできる「心のバリアフリー社会」の実現を目指す。	(実施主体等) 国 (事業内容) 高齢者、身体障害者等の介助体験、疑似体験等を内容とする交通バリアフリー教室を開催する。	34.6百万円  (42.5百万円)
NGO国際建設協力支援事業 (総合政策局国際建設課)	災害復旧、防災、居住環境改善、生活インフラ整備等の建設分野においてNGOが行う国際協力活動に支援を行うことにより、政府ベースでは手の届きにくい草の根的な国際協力活動を通じ人的貢献に大きな役割を果たしているNGOの活動を促進する。	(実施主体) 国 (事業内容) 建設分野の国際協力活動に要する次の経費に対し補助を行う。 NGOによる建設技術専門家の開発途上国への派遣に要する経費 NGOの派遣する建設技術専門家に対する国内での語学研修に要する経費 NGOとの交流シンポジウムの開催に要する経費 (実施箇所等) H13 実績 アフガニスタン(避難民帰還支援のためのシェルター建設)ほか15事業 (補助率等) 2/3 専門家派遣費 1/2 専門家研修費、シンポジウム経費等	16.9百万円  (16.9百万円)
ボランティア利用の国内観光情報提供体制の整備 (総合政策局観光部企画課)	外国人旅行者に無償で通訳・道案内を行うボランティア「善意通訳」を募集し、組織化を進める。	(実施主体等) 特殊法人国際観光振興会 (事業内容) ボランティア活動支援 ボランティアの募集 ボランティアマニュアルの作成	10.2百万円  (10.5百万円)

施策名	事業目的	事業内容等	H15年度予算額 (H14年度予算額)
		案内業務研修 ボランティアの組織化 ボランティアの育成研修	
都市再生交通拠点整備事業 (都市・地域整備局街路課)	都市の交通拠点地区において、自由通路地下街、駐車場等の公共的空間を総合的に整備し、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設や土地利用の再編による都市再生を推進する。	(実施主体等) 地方公共団体、NPO、まちづくり協議会、第3セクター (事業内容) 整備計画の作成に関する事業、公共的空間等の整備に関する事業、公共空間又は公共的空間の整備に併せて実施される事業。	1,571百万円の内数  (1,610百万円の内数)
都市防災総合推進事業 (都市・地域整備局都市防災対策室、都市総合事業推進室)	市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、大都市等の防災上危険な密集市街地等を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。	(実施主体等) 市町村、防災街区整備推進機構 (事業内容) 防災上危険な密集市街地や地方都市等の中心市街地において住民等が地区の市街地環境の整備又は保全を目的としたまちづくりに関する検討を行う、まちづくり活動を活性化するために行う事業。	738百万円の内数  (756百万円の内数)
住宅市街地整備総合支援事業 (住宅局市街地住宅整備室)	大都市地域等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ、職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進する。	(実施主体等) 地方公共団体等 (事業内容) まちづくり協議会等の運営・活動費用(まちづくりニュースの発行等)、協議会が委託するコンサルタント派遣等。	67,300百万円の内数  (66,671百万円の内数)
街なみ環境整備事業 (住宅局市街地住宅整備室)	住環境の整備改善を必要とする地区において、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。	(実施主体等) 地方公共団体等 (事業内容) 勉強会、見学会、資料収集、コンサルタント派遣等。	67,300百万円の内数  (66,671百万円の内数)
密集住宅市街地整備促進事業 (住宅局市街地住宅整備室)	老朽住宅の密集、公共施設の著しい不足等により、居住環境の整備が必要な住宅市街地において、住宅事情の改善、居住環境整備、老朽住宅の建て替えの促進を行う。	(実施主体等) 地方公共団体等 (事業内容) 関係機関、地域住民との調整業務等及び地元住民協議会とにおける事業普及活動等。	15,000百万円の内数  (14,550百万円の内数)
都市居住再生のための民間活用に関する事業 (住宅局市街地住宅整備室)	密集市街地等で民間による住宅の共同・協調建替え等の展開をはかるため、NPOを核とした新たな住宅整備の仕組みを緊急に整備し、地域社会の自主的・自発的な参画を促進する。	(実施主体等) 都市基盤整備公団等 (事業内容) NPO法人等活動支援機能の構築・専門家の育成とまちづくり情報のデータベースの構築 ・NPO法人等の情報交流システム・ネットワークの構築 全国のNPO法人等を設立しようと	180百万円  (180百万円)

施策名	事業目的	事業内容等	H15年度予算額 (H14年度予算額)
		する者に対する支援 ・講習会等の実施	
まちづくり情報センター の設立促進 (都市・地域整備局都 市交通調査室)	自治体によるまちづくり情報セ ンターの設立を促進する。	(事業主体等) 国 Webネットを通じた情報提供	百万円  ( 百万円)
まちづくり総合支援事 業 (都市・地域整備局都 市総合事業推進室)	地域の創意工夫を活かした 「地域が主役のまちづくり」の 推進	(事業主体等) 市町村 (事業内容) 地域の創意工夫を活かしたまちづ くりを推進するため、ハード事業か ら、まちに魅力と潤いをもたらすソフト 事業まで、まちづくりに必要な各種市 町村事業に対しパッケージで一括助 成を行う。	73,000百万円の内数  (66,000百万円の内数)
「みどりの愛護」功労者 国土交通大臣表彰 (都市・地域整備局緑 地環境推進室)	功績のあった緑の愛護団体 を表章し、緑を守り育てる国民 運動の推進を図る。	(事業主体等) 国 (事業内容) 全国「みどりの愛護」のつどいにお いて公園、河川、道路等において緑 の愛護活動を行っている団体のうち 功績のあった団体を表彰する。 (実施箇所等) 国営公園(全国「みどりの愛護」の つどい会場)	百万円  ( 百万円)
都市緑化及び都市公 園等整備・保全・美化 運動における都市緑化 功労者大臣表彰 (都市・地域整備局緑 地環境推進室)	都市緑化に功労のあった者 を表章し、ボランティア等によ る都市緑化の推進を図る。	(事業主体等) 国 (事業内容) 都市公園の清掃、美化等都市緑化 の推進及び都市公園の設置・保全・ 美化に関し特に著しい功績のあった 者を表彰する。(主に個人を対象)	百万円  ( 百万円)
まちづくり月間(毎年6 月)における国土交通 大臣表彰 (都市・地域整備局総 務課・まちづくり推進 課、住宅局市街地建築 課)	住民の積極的な参加と協力 によるまちづくりを推進するた め、魅力あるまちづくりに務 め、特に著しい功績のあった 個人、団体を表彰。	(事業主体等) 国・地方公共団体・関係公益法人 (事業内容) 地方公共団体の推薦をもとに、年 約50件の個人、団体を表彰	百万円  ( 百万円)
市民のまちづくりに係 る公益活動を推進する 広報・普及活動 (都市・地域整備局ま ちづくり推進課、住宅 局市街地建築課)	市民のまちづくりに係る公 益活動の進め方等の普及、啓 発。	(実施主体等) 国・地方公共団体・関係公益法人 (事業内容) まちづくり月間(6月)における、住 民参加によるまちづくりの提案、各種 コンクールの実施、シンポジウムの 実施。	百万円  ( 百万円)

施策名	事業目的	事業内容等	H15年度予算額 (H14年度予算額)
都市再生総合整備事業 (都市・地域整備局都市総合事業推進室、住宅局市街地建築課)	都市再生のトリガーとなる地区への各種都市機能の集積を促進するとともに、都市の魅力と活力を引き出す中核となる都市拠点の形成を促進	(実施主体等) 地方公共団体・都市公団・地域公団・民間等 (事業内容) 都市再生のトリガーとなる地区における先行的都市基盤整備施設等の整備、都市の魅力と活力を引き出す都市拠点の整備。	4,247百万円の内数  (3,949百万円の内数)
地域づくり表彰 (都市・地域整備局地方整備課)	創意と工夫を活かした個性ある地域の整備・育成に顕著な功績があった優良事例を表彰する。	(実施主体等) 国・全国地域づくり推進協議会 (事業内容) 地方公共団体の推薦をもとに、団体又は個人に対し、地域づくり表彰審査会で選定を行い、被表彰者を決定し表彰を行う。	百万円  (百万円)
都市地方連携推進事業 (都市・地域整備局地方整備課)	都市と地方の農山漁村の市町村等の連携による地域再生のための交流を推進することにより、都市と農山漁村等の間の住民交流や資源・情報の循環を促進し、都市住民の生活の充実を図りつつ、地域経済の活性化を図る。	(実施主体等) 市町村 (事業内容) 都市と地方の農山漁村の市町村や住民等の連携により、地域再生のために行われる先導的な交流事業を一体的に支援する。	431百万円の内数  (百万円)
奄美群島交流推進事業 (都市・地域整備局特別地域振興課)	奄美群島の自然や文化、芸能など特性を生かした経済的・文化的交流活動を通じて、他地域との交流の活性化を図る。	(実施主体等) 奄美群島広域事務組合 (事業内容) 奄美群島の日本復帰50周年を迎えることを契機に、奄美群島と他地域との交流をより一層推進し、人・物・情報が行き交う自立的な地域づくりを行うため、市町村又は市町村がNPOと連携して開催する各種イベント事業を支援する。	10百万円の内数  (10百万円の内数)
半島いきいきネットワーク形成促進事業 (都市・地域整備局特別地域振興課半島振興室)	半島地域の元来有する自然的条件や社会的条件を克服し、地域の優れた資源(自然、文化、人材等)を活用して、自発的に多様な連携・交流を進めることにより、半島地域内外双方の住民にとって魅力ある地域づくりを進める。	(実施主体等) 国 (事業内容) 半島地域及び都市のNPO等が、行政とも連携し、自然、歴史及び文化などの面での半島地域独特の価値を活かして行う交流活動を支援する。交流テーマは地域の発意により、例えば自然の癒し効果を目的とした都市の障害者のモニターツアーや、学校週五日制に対応した小学生のための体験学習などを支援する。	60百万円の内数  (38百万円の内数)

施策名	事業目的	事業内容等	H15年度予算額 (H14年度予算額)
土砂災害防止月間における国土交通大臣表彰等の実施 (河川局砂防計画課)	土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に対する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を強力に推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的とする。	(実施主体等) 国・都道府県 (事業内容) 広報活動の推進 土砂災害防止功労者の表彰 土砂災害防止月間推進の集い(全国大会)の開催 講演会、見学会の開催、危険区域の周知、点検、警戒避難訓練等の実施 がけ崩れ防災週間の実施 土砂災害に関する絵画・ポスター・作文の募集及び表彰 (「土砂災害防止功労者の表彰」の概要) 土砂災害防止に関して顕著な功労があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人または団体に対し、土砂災害防止月間中に国土交通大臣表彰を行う。	百万円 (百万円)
雪崩防災週間における雪崩災害防止功労者表彰等 (河川局砂防計画課)	雪崩災害に対する国民の理解と関心を深め、雪崩災害による人命・財産の被害の防止に資することを目的とする。	(実施主体等) 国・都道府県 (事業内容) 広報活動の推進 雪崩災害防止功労者の表彰 雪崩防災シンポジウムの開催 講演会、研修会の開催、危険箇所周知・点検・警戒避難訓練等の実施 雪崩災害防止に関して顕著な功績があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人又は団体を表彰する。	百万円 (百万円)
砂防ボランティア制度 (砂防ボランティア全国連絡協議会) (河川局砂防計画課)	全国に設立されている砂防ボランティア協会の相互間の連絡・情報交換を行い、砂防ボランティアの活動を円滑化する。	(実施主体等) 国・都道府県 (事業内容) 砂防ボランティア協会活動の連絡・調整 斜面判定士の認定 その他、本会の目的を達成するために必要な事項 (参考) 構成団体 各砂防ボランティア協会 (62団体、3,527名) H13.5現在 砂防ボランティアの活動	百万円 (百万円)

施策名	事業目的	事業内容等	H15年度予算額 (H14年度予算額)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害に関する知識の一般の方々への普及、広報活動</li> <li>・溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡</li> <li>・土砂災害時の被災者の救助活動 その他、土砂災害防止に役立つ活動全般</li> </ul>	
斜面判定士制度 (河川局砂防計画課)	ボランティアとして、土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の危険箇所の危険度を判定できる斜面判定士の組織の整備を図り、大規模災害時等の避難、復旧活動等に資する。	(実施主体等) 国・都道府県 (事業内容) 災害発生時に土砂災害の危険箇所の危険性等を一定の技術水準で点検できる斜面判定士の育成、登録等。 (登録状況) 1,594名(H13.5現在)	百万円 (百万円)
防災エキスパート制度 (河川局防災課災害対策室)	大規模、広域的な災害時において、施設管理者が十分な体制での所管施設の被害状況の把握、応急措置等の対応が困難な場合においても、二次災害の防止や応急復旧など迅速、確実な災害対応に資することを目的とする。	(実施主体等) 国・地方公共団体関係公益法人 (事業内容) 公共土木施設の管理、点検等を長期間携わってきた土木技術者等をあらかじめ防災エキスパートとして登録しておき、大規模災害の発生時に被災した公共土木施設等の被害情報の迅速な収集と、施設管理者への連絡などを行い、国、地方公共団体等を支援する。	百万円 (百万円)
ラブリバー制度 (河川局治水課)	地域の特性、歴史、風土を熟知している地域住民との連携、協調のもと適正かつ効果的な河川の維持管理を目指すとともに、河川への親しみを醸成し、住民とともに河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成を図る。	(実施主体等) 国・都道府県 (事業内容) ボランティア活動として堤防の草刈等を行う住民に対して、河川敷を住民の植栽や花壇としての利用に開放するなど。 (認定箇所等) 152	百万円 (百万円)
河川愛護関係表彰 (河川局治水課)	河川への親しみを醸成し、河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成に貢献した団体または個人を表彰する。	(実施主体等) 国・都道府県 (事業内容) 河川愛護の主旨に沿って活動を行った団体または個人に対して、各地方整備局で個別に表彰を行う。	百万円 (百万円)
道路ふれあい月間における道路愛護思想の普及活動及び表彰 (道路局道路交通管理課・総務課)	道路を利用している国民に改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識してもらい、さらには道路をいくしむという道路愛護思想の普	(実施主体等) 道路管理者(国、都道府県、市町村、公団、公社) (事業内容) 道路の清掃美化運動の実施、道路	-----百万円 (百万円)

施策名	事業目的	事業内容等	H15年度予算額 (H14年度予算額)
	<p>及及び道路の正しい利用の啓発を図り、道路を常に広く美しく、安全に利用する気運を高めることを目的とする。</p>	<p>愛護団体の育成等により、道路愛護思想の普及を行う。また、道路交通の安全確保、道路の正しい利用、道路愛護等に関する活動が顕著であった民間の団体又は個人を表彰する。 (実施箇所) 全国</p>	
<p>交通安全総点検 (道路局地方道・環境課、警察庁交通局交通規制課)</p>	<p>地域の人々や道路利用者の主体的な参加のもと、行政が地域と一体になって、道路交通環境の点検を行い、交通安全意識の醸成を図るとともに、誰もが安心して利用できる道路交通環境づくりを行い、もって交通の安全を確保することを目的とする。</p>	<p>(実施主体等) 都道府県警察・道路管理者(国、都道府県、市町村) (事業内容) 住民代表、道路利用者代表、学校関係者、警察署及び道路管理者による「交通安全総点検実行委員会」を設置し、実施地区、点検テーマ等を住民等へ広報するとともに、一般の参加者を募り、住民や道路利用者の視点による道路交通環境の安全点検を実施する。 (実施箇所) 全国</p>	<p>-----百万円  (        百万円)</p>
<p>ボランティア・サポート・プログラム (道路局国道課)</p>	<p>地域住民等の連携・協働のもと、適切かつ効果的な道路の維持管理を目指すとともに、道路への慈しみを醸成し、道路景観やまちづくりに配慮した道路空間の形成を図る。</p>	<p>(実施主体等) 国 (事業内容) 「実施団体」(住民団体等)、「協力者」(市町村)、「道路管理者」の三者で協定を締結する。 地域住民等の実施団体は、決められた一定区画の中で、歩道部分の草木の手入れ、散乱ごみの清掃等を定期的に行い、国は実施団体のサインボードの設置、清掃用具の配布等や作業中の事故防止の指導を行う。</p>	<p>-----百万円  (        百万円)</p>
<p>すまいづくりまちづくりセンターの設立促進 (住宅局住宅生産課)</p>	<p>地方公共団体によるすまいづくりまちづくりセンターの設立を促進する。</p>	<p>(実施主体等) 地方公共団体関係公益法人等 (事業内容) 地域主体のすまいづくり、まちづくりを支援するため、住民の啓発、情報提供、景観づくり・まちづくり活動を推進する。 [支援内容の例] ・情報提供窓口の設置 ・講習会、シンポジウム等の開催 (実施箇所等) 全国</p>	<p>1,231百万円の内数  (1,266百万円の内数)</p>

施策名	事業目的	事業内容等	H15年度予算額 (H14年度予算額)
「住宅月間」(毎年10月)における功労者表彰 (住宅局総務課)	住意識の向上、ゆとりある住生活の実現及び建築物の質の向上を図るため優れた行動を行っている個人又は団体を表彰し、この分野における官民の諸活動を奨励すること。	(実施主体等) 国・地方公共団体関係公益法人等 (事業内容) 地方公共団体又は公益法人等の推薦をもとに、個人又は団体を表彰。	百万円 (百万円)
市街地環境整備事業 (住宅局市街地建築課・宅地課)	良好な景観形成、多様なライフスタイル・ワークスタイルの実現等次世代に誇れる豊かな住宅・市街地環境の形成に資する事業を促進するため。	(実施主体等) 地方公共団体、公団、民間(コーディネートのみ) (事業内容) コーディネートに要する事業、まちづくり支援等に係る調査に要する費用(協議会への専門家派遣、住民等のまちづくりイベント活動支援等)。	903百万円の内数 (1,622百万円の内数)
市街地総合再生事業 (住宅局市街地建築課)	再開発が必要な地区、整備手法等の選定等を行う。	(実施主体等) 地方公共団体・第3セクター (事業内容) 地方公共団体による市街地総合再生計画の策定、コーディネート、計画に基づいて実施される市街地再開発事業その他の事業に対する補助等を行う。この中で、コーディネート業務として、まちづくり活動支援を行う地方公共団体等に対する補助を行う。	24,022百万円の内数 (22,743百万円の内数)
まちなみデザイン推進事業 (住宅局市街地建築課)	良好なまちなみ形成を促進する。	(実施主体等) 地方公共団体 (事業内容) 地区内権利者等による協議会組織が行う良好なまちなみ形成の推進方策等の検討に対して、地方公共団体を通して間接補助を行う。	百万円 (百万円)
被災建築物の応急危険度判定制度 (住宅局建築指導課)	地震等により被災した建築物による二次災害を防止し、住民の安全を図る。	(実施主体等) 国・地方公共団体・関係公益法人等 (事業内容) 都道府県、関係公益法人及び国で組織する被災建築物応急危険度判定協議会において、業務マニュアルの整備、民間判定士に対する保障制度の運用など、実施体制の整備を行うとともに、都道府県において判定士の養成、登録等を進める。	百万円 (百万円)

施策名	事業目的	事業内容等	H15年度予算額 (H14年度予算額)
港湾における環境学習活動の推進 (港湾局環境整備計画室)	干潟・藻場、砂浜等の港湾の豊かな自然を住民が体験することにより、港湾環境に関する理解を深め、港湾の良好な自然の保全と豊かな海辺環境の形成を図る。	(実施主体等) 国、地方自治体等 (事業内容) 干潟に生息するアサリ貝等の水質浄化機能の観察や柱状採泥による生息生物の観察、生息生物及び干潟の機能についてのモニタリング、緑地の維持管理等を住民参加により実施するとともに、干潟・藻場等の自然・環境を体験し学習する活動を支援するため、シンポジウムの開催、小冊子の発行、講師の派遣等情報提供を行う。	294,400百万円の内数  (308,900百万円の内数)
みなとまちづくりの推進 (港湾局開発課民間活力推進室)	「みなとまち」において、「みなと」の資源を活かした個性ある地域の発展を図るため、NPO との協働により「みなと」空間を形成し、それを有効に活用することによる「みなとまちづくり」を推進する。	(実施主体等) 港湾管理者・市町村・関係事業者・NPO (事業内容) 「みなとまちづくりプラン」の策定、並びに同プランに基づく所の「みなと」の整備、及び「みなと」を活用したNPO等の行う地域振興活動の支援。	百万円
プレジャーボートの航行安全指導の推進 (海上保安庁) 1 海上安全指導員の指定 (航行安全課)	プレジャーボートの海難を未然に防止し、運航マナー向上を図るため、海上安全指導員による航行安全指導を推進する。	(実施主体等) 国 (事業内容) プレジャーボートの運航について十分な知識・技能と経験を持った者を海上安全指導員として管区海上保安本部長が指定している。	百万円  ( 百万円)
2 海上安全指導員との合同パトロール (航行安全課)	同上	海上保安官との合同パトロールの実施、指導に必要な情報の提供等を行っている。	百万円  ( 百万円)
3 プレジャーボート関係者の組織化の推進 (航行安全課)	プレジャーボートの海難を未然に防止し、運航マナー向上を図るために、(社)小型船安全協会の設立・活動を支援する。	海上安全指導員の活動の組織母体となる(社)小型船安全協会等の設立・活動を支援し、同団体に対して講師の派遣、情報提供を行っている。	百万円  ( 百万円)
4 海上安全指導員の表彰 (人事課)	海難防止等に貢献した者の表彰を行い、その功績を称える。	海上保安庁表彰規則に基づき、海上安全指導員の表彰を行っている。	百万円  ( 百万円)
民間海難援助団体の育成・強化 (海上保安庁) 1 講習会及び訓練に	水難救済会及び海洋レジャ	(実施主体等) 国 (事業内容)	百万円

施策名	事業目的	事業内容等	H15年度予算額 (H14年度予算額)
おける講師派遣 (救難課)	一団体の救助能力の向上を図る。	水難救済会及び海洋レジャー団体に対する救助措置等の講習会の開催、訓練の支援・指導。	( 百万円)
2 救助用物品の無償貸付 (救難課)	救助用物品を無償貸付することにより救助活動時の便宜を図る。	(社)日本水難救済会(以下「水救会」という。)は、ボランティアとして海難救助を行っている団体であるが、海上保安庁は「物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律(昭和22年法律第229号)」に基づき、水救会に対して救助用物品の無償貸付を行っている。	3.1百万円 (3.1百万円)
3 海上保安官に協力援助した者等への災害給付 (秘書課)	海難救助活動等に協力援助した者が災害を受けた場合に災害給付を行う。	海難救助活動等に際して、負傷、疾病等を負った協力援助者等に対しては、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」(昭和28年法律第33号)に基づき災害給付が行われるよう措置している。	9.5百万円 (11.4百万円)
4 表彰 (人事課)	海難救助等に貢献した部外者の表彰を行い、その功績を称える。	海上保安庁表彰規則に基づき、部外者の表彰を行う。	百万円 ( 百万円)